

## 神林地区関係人口創出事業実行委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 村上市神林地区における関係人口を創出するための仕組みづくり(以下「関係人口」という。)を神林地区まちづくり協議会及び神林地域活性化協議会が連携し地域が元気であり続ける取り組みを行うため、神林地区関係人口創出事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係人口の企画運営及び調整に関すること。
- (2) 関係人口の情報発信に関すること。
- (3) その他、関係人口の事業に関すること。

(組織)

第3条 実行委員会は、委員20名以内で組織し会長が委嘱する。

- 2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するため必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げないものとする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

- 2 会長は、委員の互選により選出する。

- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 実行委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第8条 実行委員会は、第2条の各号に掲げる事業を円滑にするため専門部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(予算)

第9条 予算については、負担金及び補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 実行委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局は、村上市神林支所地域振興課に置く。

(解散)

第12条 実行委員会は、設置の目的が達成されたときに解散する。

- 2 実行委員会が解散する際に余剰金又は欠損金が生じたときは、実行委員会で審議し、処

理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月6日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。